

介護保険制度 どう変わる？

第4回

平成二十七年からの介護保険制度の改正について五回にわたりお知らせするコーナーです。

四回目となる今月号では、「予防給付の見直し」と「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始」についてお知らせします。

介護保険では、比較的軽度な要支援一・二の方が利用するサービスを「予防給付」、要介護一から五の方が利用するサービスを「介護給付」として区分しています。

制度改正に伴い、本町では平成二十八年度から別表のとおり、「予防給付」の中の訪問介護と通所介護を総合事業に移行します。

総合事業とは、全国一律のサービスを提供する介護給付や予防給付とは異なり、市町村が地域の実情に応じてサービスを提供する事業です。

総合事業に移行することによって、現在、要支援一・二の方が利用している訪問介護と通所介護の利用料やサービス内容に変更が生じます。なお、変更内容の詳細については現在検討中です。

総合事業では、このような既存事業所による既存サービスに加え、民間企業、ボランティア団体、NPOなど、地域の資源を活用した事業展開も可能になります。

現在、主体の一つとして社会福祉協議会やシルバー人材センターによる介護予防サービスや生活支援サービスを検討しています。

事業内容の詳細が決まり次第、広報などを通じてお知らせします。

●よろず相談

と き 3月18日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員
人権擁護委員
問合せ 総務課総務・防災係 28・6003
福祉課福祉・少子係 28・0912

●消費生活相談

と き 3月18日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 消費生活相談員
◎北名古屋・清須市の各相談もご利用できます。詳しくはお問い合わせください。
問合せ 都市計画課地域振興係 28・2463

●心配ごと相談

と き 3月17日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
0120・738・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付期間 24時間いつでも
052・931・4343
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●教育相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
0120・28・7867
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 町教育相談員
問合せ 学校教育課学校教育係
28・2211

●家庭児童相談(※要予約)

と き 3月20日(金)
午後1時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター 28・3150

●子育て相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 28・2888
富士保育園 28・3459
青山保育園 28・3562

●身体障がい者等相談

と き 3月10日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
39・0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●母子家庭自立支援・就業相談

と き 3月10日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●女性相談

と き 3月19日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

相 談

0100

▼問合せ	【見直し前】			【見直し後】		
	サービス区分	具体的内容	事業対象者	サービス区分	具体的内容	事業対象者
福祉課高齢者・介護係	予防給付	訪問看護 福祉用具	要支援 1・2	予防給付	訪問看護 福祉用具など	要支援 1・2
		訪問介護、 通所介護	要支援 1・2	総合事業	田介護予防・生活支援サービス ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業 （用一般介護予防事業）	要支援 1・2 地域包括支援 センターが必要と 認められた方 すべての高齢者

※平成28年度から予防給付の訪問介護・通所介護は、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの一部として実施します。

「町長との対話」を行います

町長が住民の方々から直接、町政に関してご意見を聴く機会です。

一組につき、三十分の時間で、町長とお話ししていただきます。
▼と き 三月二十五日(水)
午前九時～正午▼ところ 役場三階 会議室▼対象 町内に在住・在勤の個人または五人までの団体▼募集数 六組(応募者多数の場合は抽選)▼締切り 三月十三日(金)▼申込み・問合せ 総務課企画財政・情報係
☎ 28・0913